

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アルプスアルバイン株式会社		コード	6770
提出日	2025/6/11	異動（予定）日	2025/6/25	
独立役員届出書の提出理由	本年2025年6月25日開催予定 第92回定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
	☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤江 直文	社外取締役	○									△					有	有
2	隠樹 紀子	社外取締役	○													○	有	有
3	伊達 英文	社外取締役	○									△					有	有
4	中矢 一也	社外取締役	○									△						有
5	東蔵 葉子	社外取締役	○													○		有
6	五味 祐子	社外取締役	○													○	有	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は、藤江直文氏が過去において代表取締役副社長を務めていた株式会社アイシンとの間で、取引関係にあります。当該取引金額は、同社及び当社の直近事業年度連結売上高の1％未満であり、当社が定める社外取締役の独立性基準（「4. 補足説明」に掲載）に規定する金額基準を超えるものではなく、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	藤江 直文氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役基準」（「4. 補足説明」に掲載）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項なし	隠樹 紀子氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役基準」（「4. 補足説明」に掲載）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員に指定しております。また、同氏が社外取締役を務める株式会社ディスコと当社は取引関係にありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の1％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
3	当社は、伊達 英文氏が過去において業務執行者であった三菱ケミカルグループ株式会社及び日本酸素ホールディングスとの間で取引関係にありますが、当該取引金額は、同社及び当社の直近事業年度連結売上高の1％未満であり、当社が定める社外取締役の独立性基準（「4. 補足説明」に掲載）に規定する金額基準を超えるものではなく、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、二井住友信託銀行株式会社は、主要借入先に該当しますが、二井住友信託銀行株式会社における位置づけは社外取締役（監査等委員）であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	伊達 英文氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役基準」（「4. 補足説明」に掲載）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員に指定しております。
4	当社は、中矢一也氏が過去において業務執行者であったPHC株式会社、パナソニック株式会社、コニカミニolta株式会社との間で、取引関係にありますが、当該取引金額は、同社及び当社の直近事業年度連結売上高の1％未満であり、当社が定める社外取締役の独立性基準（「4. 補足説明」に掲載）に規定する金額基準を超えるものではなく、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、シャープ株式会社と当社との間には取引関係がありますが、中矢氏は同社の業務執行者でなかったため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	中矢 一也氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役基準」（「4. 補足説明」に掲載）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項なし	東蔵 葉子氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役基準」（「4. 補足説明」に掲載）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員に指定しております。また、同氏が社外取締役を務めるマブチモーター株式会社及びコクヨ株式会社と当社との間には取引関係がありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の1％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
6	該当事項なし	五味 祐子氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役基準」（「4. 補足説明」に掲載）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員に指定しております。また、同氏が社外取締役を務めるコクヨ株式会社と当社との間には取引関係がありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の1％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
25		

4. 補足説明

当では、「社外役員の独立性に関する判断基準」を以下の「アルプスアルバイン株式会社 取締役選任基準」で定めております。

（ご参考）「アルプスアルバイン株式会社 取締役選任基準」

<社内・社外取締役共通>

1.経営に關し全體的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察能力に優れていること

2.業績増進に寄与していること

3.人望、品性に優れ、高い倫理観を有していること

4.業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

1.企業経営者としての実務経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること

2.取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

3.独立した取締役として、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性判断基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1.当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という。)(の出身者(注1))

2.当社の大株主(注2)

3.当社グループの主要な取引先(注3)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注4)企業等の業務執行者

4.当社グループの会計監事である監査法人に所属する公認会計士

5.当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家

6.当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)

7.社外取締役の相互兼任関係(注7)となる他の会社の業務執行者

8.近親者(注8)が上記1から7までのいずれかに該当する者

9.過去3年間に於いて、上記2から7までのいずれかに該当していた者

10.前各条の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：親に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という。）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで5％以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの借入先または借入先であり、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の2％を超えるものをいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関での借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2％を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役員提供への関与に応じて以下に定めたとおりとする。

(1) 当該専門家が借入先として当社グループに役員提供をしている場合は、当社グループから收受している対価（取締役報酬を除く。）が、年間1,000万円を超えるときは多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役員提供をしている場合は当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2％を超えるときは多額という。

ただし、当該2％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役員提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係る研究その他の活動に直接関与する者）をいう。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互兼任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引先の属性を決定する項目の文言を略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。